

# ●入退院時連携にかかる主な診療報酬・介護報酬一覧

2024年報酬改定による

(※算定の要件など詳細については、国の関連通知等をご確認ください。)

## 診療報酬算定 (病院)

## 介護報酬算定 (ケアマネジャー)

### A246 【入院時支援加算】

・入院予定の患者に対し、入院中の治療や入院生活に係る計画に備え、下表のア～クの入院前の外来において実施。

ア	身体的・社会的・精神的背景を含めた患者情報の把握 (必須)
イ	入院前に利用していた介護又は福祉サービスの把握 (該当する場合は必須)
ウ	褥瘡に関する危険因子の評価
エ	栄養状態の評価
オ	服薬中の薬剤の確認
カ	退院困難な要件の有無の評価
キ	入院中に行われる治療・検査の説明
ク	入院生活の説明 (必須)

入院時支援加算 (I) 240点

上表ア～クを全て行う場合

入院時支援加算 (II) 200点

患者の病態により、上表の一部の項目のみ行う場合

※入院前から療養支援し退院困難な要因も抽出

※請求は、退院時1回

### A246 【入退院支援加算】

・入院早期より退院困難者を抽出し、適切な退院先に適切な時期に退院できるよう支援計画の立案及び入退院支援した場合に算定

入退院支援加算 (I) 入院後3日以内

一般病棟入院基本料等の場合 700点

療養病棟入院基本料等の場合 1,300点

入退院支援加算 (II) 入院後7日以内

一般病棟入院基本料等の場合 190点

療養病棟入院基本料等の場合 635点

※請求は、退院時1回

### B005-1-2

【介護支援等連携指導料】(初回) 400点

【介護支援等連携指導料】(2回目) 400点

・ケアマネジャーと連携を取り退院計画を作成する

※入院中2回に限り算定できる。



入院前

在宅

入院

入院中

退院

在宅

### 【入院時情報連携加算】(居宅介護支援)

・入院医療機関の職員に利用者に係る必要な情報を提供

※算定のために提供する情報は以下のとおり

\*利用者の入院日

\*心身の状況(疾患・病歴、認知症の有無、徘徊等の行動の有無など)

\*生活環境(家族構成、介護者の介護方法、家族介護者の状況など)

\*サービスの利用状況 など

### 入院時情報連携加算

(I) 250単位/月 入院した日のうちに

※入院日以前の情報提供を含む

※営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は、入院日の翌日を含む

(II) 200単位/月 入院日の翌日又は翌々日

※営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から換算して3日目が営業日でない場合は、その翌日を含む。

### 【退院・退所加算】(居宅介護支援)

・入院医療機関からの情報を得て、ケアプランを作成(入院期間中1回)

退院退所加算	カンファレンス参加 無	カンファレンス参加 有
連携1回	450単位	600単位
連携2回	600単位	750単位
連携3回	×	900単位

初回加算算定の際は、算定不可

カンファレンスは1回以上参加のこと

※「連携3回」を算定できるのは、そのうち1回以上について、入院中の担当医等との会議(退院カンファレンス)に参加し、退院後の在宅での療養上必要な説明を行い、ケアプランを作成しサービス調整を行った場合に限る。